

消費税増税に伴うポイント還元

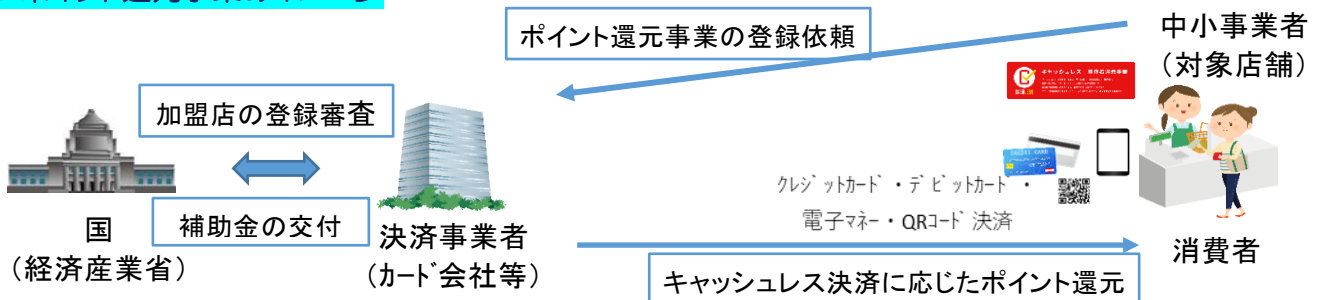
本年10月1日より消費税が10%になることに伴い、消費税を落ち込ませない政策として、「キャッシュレス決済」を行った消費者にポイントを還元する制度（ポイント還元事業）が同時に始まります。

その概要は下記のとおりです。 店側は、まずは登録が必要ですので、お早めにお問い合わせ下さい。

1 ポイント還元事業の概要

項目	内容
対象期間	2019年10月1日～2020年6月30日(期間は9ヶ月間限定)
還元内容	期間中に対象店舗でキャッシュレス決済(支払)を行った <u>消費者にポイントを還元</u>
キャッシュレス決済手段	ポイント還元事業に登録している各種クレジットカード・デビットカード、電子マネー(WAON、SUICA、iD等)、QRコード決済(Paypay、Line Pay等) ※既存の大半の決済事業者(カード会社等)がポイント還元事業に登録済み
対象店舗	経済産業省の定める「 <u>中小規模事業者</u> 」で、 <u>決済事業者(カード会社等)を通じて</u> ポイント還元事業の登録依頼を行い、 <u>経済産業省に登録した事業者の店舗</u>
ポイント還元	消費者が、対象店舗でキャッシュレス決済を行った場合に、使用した決済手段のポイントが消費者に付与される。 <u>通常決済金額の5%のポイントが付与されるが、大手コンビニ等のフランチャイズチェーン等に加盟している中小事業者での使用は2%のポイント</u> を付与。 (1ヶ月のポイント還元の上限は1万5千円になる予定)
対象外取引	有価証券、印紙、切手、商品券等の金券類の販売、自動車(新車・中古車)の販売等
対象店舗のメリット ※大手フランチャイズチェーン加盟店は除く。	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者の<u>端末導入費用の負担無し</u>(決済事業者と国が補助)。 対象期間の決済事業者に支払う<u>加盟店手数料率が低額(3.25%以下)</u>に設定され、さらにその1/3を国が補助するため、<u>実質2.17%以下</u>。

2 ポイント還元事業のイメージ



3 ポイント還元事業に参加するために中小規模事業者が行うべきこと

1. キャッシュレス決済手段の採用、 2. 何れか1つの決済事業者を通じて加盟店登録依頼

※ すでにクレジットカード、電子マネー等を採用していたとしても、自動的にポイント還元事業の登録は行われないため、必ず決済事業者を通じて加盟店登録の依頼を行う必要があります。

10月1日からのポイント還元事業に参加する為には、早期の登録申請が必要となります。今後キャッシュレス決済が広まるのが想定されるため、消費者を対象とした事業をされている企業・個人事業者(経済産業省の定める中小規模事業者)はクレジットカード等の決済手段の導入を検討してみてもいいかもしれません。

参考 URL: <https://cashless.go.jp/> (経済産業省のキャッシュレス事業のホームページ)

@ 8月の予定

- 8/13・7月分源泉所得税
 - 住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/2・6月決算法人の確定申告
 - 3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

